

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】

1. 基本的な考え方 更新

- ・当社は、経営における透明性の確保と社外からの監視機能の強化、市場の変化に即応できる経営体制の確立を柱に企業価値を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。
- ・この基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組み、株主の皆さまをはじめとした全てのステークホルダーに対する責任を全うしていきます。
- ・当社は取締役会の監督機能の強化および業務執行の機動性向上を目的に、2016年6月28日開催の定時株主総会をもって監査等委員会設置会社に移行しました。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、当社ホームページに掲載しております。
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」：<http://www.meg-snow.com/corporate/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

1. 株式の政策保有に関する方針

当社は、事業や機能の強化を図る目的で、その株式を保有する意義や合理性が認められる場合に、政策的に株式を保有することがあります。保有の意義や合理性については、個別銘柄毎に定期的に検証し取締役会に報告いたします。

2. 政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、以下の2点を確認のうえ総合的に判断いたします。なお、議案の趣旨等、確認を必要とする場合には、当該企業との対話を行いません。

- (1) 当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するか
- (2) 当社の政策保有目的に反していないか

【原則1-7】関連当事者間の取引

取締役との競業取引および利益相反取引は、取締役会の承認事項といたします。また、主要株主との取引についても、重要性の高いものは取締役会の承認事項といたします。なお、関連当事者との取引結果については、取締役会に報告いたします。

【原則3-1】情報開示の充実

1. 経営理念・経営戦略・経営計画

当社ホームページに次のとおり掲載しております。

- (1) 「雪印メグミルクグループ企業理念」 <http://www.meg-snow.com/corporate/philosophy/>
- (2) 雪印メグミルクグループ「グループ長期ビジョン2026」「グループ中期経営計画2019」
<http://www.meg-snow.com/ir/news/pdf/20170511-1040.pdf>

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページに次のとおり掲載しております。

- ・「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」 <http://www.meg-snow.com/corporate/governance/>

3. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬決定にあたっての方針を次のとおり定め、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について決議するときは、事前にその内容を監査等委員会に説明するものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、「固定報酬」と「利益連動給与」によって構成します。「固定報酬」は、社外取締役を含む全取締役同額の「基本報酬」と役位に応じた「役位報酬」で構成し、その水準は同規模の他企業とも比較のうえ、当社の業績に見合った金額を設定いたします。

また、「利益連動給与」は常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に中期経営計画で示したグループ連結営業利益目標達成を最低支給基準とし、支給額の60%は役員持株会へ拠出して、退任時まで保有することで株主との価値の共有化を図ります。

監査等委員である取締役の報酬は、「固定報酬」のみとします。

なお、取締役の退職慰労金制度は設けません。

4. 取締役候補の指名を行なうに当たっての方針と手続き

取締役候補者の指名の方針を次のとおり定め、取締役会で取締役候補者を決議するときは、事前にその内容を監査等委員会に説明するものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、会社法が定める欠格事由に該当しないことを前提に、経営全般のモニタリングと業務執行の監督を行なうための優れた人格、見識、能力および豊富な経験に加え、高い倫理観を有している者を提案して指名いたします。

監査等委員である取締役候補者は、会社法が定める欠格事由に該当しないことを前提に、経営全般のモニタリングと業務執行の監督を行なうための優れた人格、見識、能力および豊富な経験に加え、高い倫理観を有している者の中から、業務執行者から独立性を確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を提案して指名いたします。なお、監査等委員である取締役候補者には、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含めることといたします。

また、指名理由については、適切に開示いたします。

5. 取締役候補者個々の指名についての説明

株主総会参考書類、有価証券報告書等において、各取締役の指名理由および略歴等を開示しております。

- (1) 株主総会参考書類(株主総会招集ご通知に添付) <http://www.meg-snow.com/ir/stock/>
 (2) 有価証券報告書 <http://www.meg-snow.com/ir/library/report/>

【原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は、取締役会決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、定款に定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務の執行と監督を分離しております。取締役会は、法令や定款で定める事項または当社に一定以上の影響を及ぼす重要な事項を除き、業務執行に関しては業務執行取締役および執行役員に委任することにより、業務執行の機動性を確保いたします。

なお、株主総会決議事項の一部を取締役に委任することが経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましいと判断した場合は、株主総会に提案いたします。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、会社法および証券取引所が定める基準をもとに、独自の社外取締役の独立性の判断基準を制定し、この基準に沿って独立性を判断します。なお、この報告書の《その他独立役員に関する事項》に「雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準」を掲載しております。

【原則4-11-1】取締役会の構成に関する考え方および取締役の選任に関する方針・手続き

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名以内および監査等委員である取締役5名以内で構成し、専門とする分野が偏らないよう取締役会のバランスを考慮したうえで、取締役を選任いたします。なお、社外取締役を2名以上選任し、業務執行から独立した立場で監督いたします。

【原則4-11-2】取締役の兼任状況

取締役の兼任については、職務の妨げにならないことを条件としており、その状況は毎年、事業報告にて開示しております。

・事業報告(株主総会招集ご通知に添付) <http://www.meg-snow.com/ir/stock/>

【原則4-11-3】取締役会の実効性評価結果の開示

取締役会の実効性を確保し向上させるため、取締役の自己評価に基づく取締役会の評価を毎年実施し、その結果の概要を開示いたします。2016年度の評価結果の概要は次のとおりです。

1. 実施内容

全ての取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対し、次の大項目を内容とするアンケートを実施し、全員から回答を得ました。その結果に基づき、取締役会で議論し、今後の対応策を検討しました。

《アンケートの大項目》

- (1) 取締役会の構成
- (2) 取締役会の運営
- (3) 自身の参画
- (4) 取締役会の役割・責務
- (5) ステークホルダーとの関係

2. 分析・評価結果の概要

- (1) 全ての評価項目で、大きな問題はなく、当社取締役会は全般的に取締役会の実効性が確保できていると分析・評価しました。
- (2) 昨年6月の監査等委員会設置会社への移行により、特に取締役会の構成や運営面における項目が、前回の評価から大幅に改善されました。
- (3) さらなる実効性の確保に向け、社外取締役への情報提供の充実と審議の活性化に向けた取組みを行なっていくことを確認いたしました。

3. 今後の対応

当社取締役会は、認識された課題の解決および適切な評価の継続によって、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

「取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要について」:<http://www.meg-snow.com/corporate/governance/>

【原則4-14-2】取締役に対するトレーニング方針

取締役が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を設けます。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

1. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主、投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠と認識しております。株主、投資家の皆様と建設的な対話を行ない、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
2. 株主、投資家の皆様との対話につきましては、財務担当役員が統括し、広報IR部のIR担当者が総合企画室、総務部、財務部と連携して行ないます。
IR担当者は対話を充実させるため、内容に応じて、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力いたします。
3. 報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対して、上半期ならびに年度末決算に関する説明会を実施いたします。また、アナリスト、機関投資家の皆様に対して、四半期ごとにスモールミーティングを実施するとともに、必要に応じて個別に対話を実施いたします。
個人投資家の皆様に対しては、説明会を適宜実施いたします。そのほか、業績、事業内容、経営方針などを当社ホームページ上のIR情報サイトに掲載いたします。
4. 株主、投資家の皆様との対話内容は、広報IR部より月次で、役員会等にフィードバックいたします。
5. 株主、投資家の皆様との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはいたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
全国農業協同組合連合会	9,237,060	13.61
農林中央金庫	6,728,000	9.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)	3,703,700	5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,367,100	3.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,327,100	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,239,600	1.82

雪印メグミルク従業員持株会	1,139,883	1.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,083,107	1.59
ホクレン農業協同組合連合会	1,074,049	1.58
全国酪農業協同組合連合会	1,008,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
——	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阿南 久	他の会社の出身者													
新庄 忠夫	その他													
西川 郁生	公認会計士								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿南 久		○	当社独立役員です。	<p>当社と利害関係を有せず、全国消費者団体連絡会事務局長をはじめ消費者団体の要職を歴任した経験を生かして消費者としての視点から経営陣の職務執行に対する監督を行なっていたため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、阿南氏は当社および関係会社の業務執行者、主要な取引先若しくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要な株主等ではなく、過去に該当したこともありません。</p> <p>以上のとおり、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しました。</p> <p>当社と利害関係を有せず、農林水産業に関</p>

新庄 忠夫	○	○	当社独立役員です。	<p>する幅広い知識と経験から経営陣の職務執行に対する監督・監査を行なうため、監査等委員である社外取締役役に選任しております。</p> <p>また、新庄氏は当社および関係会社の業務執行者、主要な取引先若しくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要な株主等ではなく、過去に該当したこともありません。</p> <p>以上のおり、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。</p>
西川 郁生	○	○	当社は、西川郁生氏が2001年7月まで所属していた新日本有限責任監査法人との間で、2017年6月まで監査契約を締結しておりました。	<p>当社と利害関係を有せず、公認会計士としての専門的な立場から経営陣の職務執行に対する監督・監査を行なうため、監査等委員である社外取締役役に選任しております。</p> <p>また、西川氏は、新日本有限責任監査法人を退社してから10年以上経過していることから、当社「社外役員の独立性の判断基準」に照らし、直近事業年度および過去のいずれの条件においても、独立役員としての要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、執行機関から独立性を確保した専任部署に配置しております。
- ・当該使用人の人事異動および評価については、監査等委員会の同意を得て行ないます。
- ・当該使用人の監査等委員会を補助する業務の遂行にあたっては、会社から制約を受けないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

- ・監査等委員会、会計監査人および内部監査部門は緊密に連携し、効率的で実効性のある監査に努めております。
- ・監査等委員会、会計監査人および内部監査部門で構成する監査法人協議会は、原則年4回以上開催いたします。
- ・監査法人協議会では、会計監査人の監査計画の審議、監査結果の報告、財務報告に係る内部統制システムの監査等を主要議題とし、効果的な監査の実施に向け意見交換を行なうこととしております。
- ・監査等委員会および内部監査部門は、原則年8回以上の会合を持ち、内部監査方針・計画の策定、監査結果の報告、財務報告に係る内部統制システムの評価等について、意見交換を行なうこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性の判断基準を次のとおり定めております。

【雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準】

雪印メグミルク株式会社(以下「当社」という。))は、当社の社外取締役(以下「社外役員」という。))が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は、当社に対して十分な独立性を有するものと判断いたします。

1. 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社と取引等があった次の者

- (1) 当社または当社子会社を取引先とする者のうち、当社グループからの支払額が当該取引先グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員もしくは使用人(以下あわせて「業務執行者」という。)
 - (2) 当社または当社子会社の取引先である者のうち、当社グループへの支払額が当社グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
 - (3) 当社または当社子会社の借入額が、当社グループ連結総資産の2%を超える者またはその業務執行者
 - (4) 当社または当社子会社から1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える金銭その他の財産(役員報酬を除く。)を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家で、当該財産を得ている者が団体である場合には、当該団体に所属する者
2. 過去3年内において、大株主であった次の者
- (1) 当社の議決権比率10%以上の保有者(間接保有を含む。)またはその業務執行者
 - (2) 当社または当社子会社が議決権比率10%以上を保有した会社(間接保有を含む。)の業務執行者
3. 当社・当社子会社・取引先等またはその関係者の親族
- (1) 過去10年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ・ 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員または本社部長
 - ・ 当社の非業務執行取締役
 - (2) 過去3年内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ・ 前1. (1)、(2)および(3)ならびに前2. に掲げる者で、業務執行者の場合は業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員または部長クラスの者
 - ・ 前1. (4)に掲げる者(会計専門家については公認会計士、法律専門家については弁護士(アソシエイトを含む。))に限る。)
4. その他の関係者
- (1) 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社から1事業年度中に1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える寄付を受けた者またはその業務執行者
 - (2) 過去3年内に当社または当社子会社の出身者が他の会社において社外役員に就いていた場合における当該他の会社の業務執行者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の役員報酬制度は「固定報酬」と「利益連動給与」によって構成されています。「固定報酬」は、社外取締役を含めた全役員同額の「基本報酬」と役位に応じた「役位報酬」の2本立てとしており、その水準につきましては、同規模の他企業と比較して当社の業績に見合った金額に設定しております。また、「利益連動給与」は監査等委員である取締役を除く常勤取締役を対象にグループ連結営業利益目標達成を最低支給基準としており、支給額の60%は株主の皆様との価値を連動させるべく役員持株会へ拠出し退任時まで保有することとしております。なお、役員退職慰労金制度は設けておりません。当事業年度の利益連動給与の計算については以下のとおりです。

(1)利益連動給与の支給総額

- ・連結営業利益が170億円未満の場合…支給しない
- ・連結営業利益が170億円以上200億円未満の場合…45百万円
- ・連結営業利益が200億円以上220億円未満の場合…72百万円
- ・連結営業利益が220億円以上の場合…90百万円

(2)利益連動給与の配分方法

役位毎のポイントを定め、支給取締役の総ポイント額に占める各取締役のポイントの構成に応じて配分いたします。役位毎のポイントは次のとおりです。

社長…80ポイント、副社長…58ポイント、取締役専務執行役員…47ポイント、取締役常務執行役員…44ポイント

(3)前項で定める取締役の各役位は2017年6月28日に開催した第8回定時株主総会終了時点のものとし、その後の昇格または降格があった場合でも配分は変更いたしません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の取締役報酬は、開示しておりません。役員区分ごとの報酬等の総額を有価証券報告書および事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

詳細については、インセンティブ関係に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へは、取締役会開催に際して、総務部より資料提供・情報伝達を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名(男性9名・女性1名、うち社外取締役1名)および監査等委員である取締役3名(男性3名、うち社外取締役2名)で構成しております。原則として月1回(四半期決算ごとの取締役会のある月は2回)開催し、経営の方向性に関する十分な協議を行なうとともに、経営リスクの管理を含めた業務執行の監督に重点を置き、その機能が実効的に機能するよう努めております。
- ・取締役会は、法令や定款で定める事項または当社に一定以上の影響を及ぼす重要な事項を除き、業務執行に関しては業務執行取締役および執行役員に委任することにより、業務執行の機動性を確保しております。
- ・なお、業務執行取締役以外の取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額です。
- ・業務執行体制は、業務執行取締役および執行役員の責任を明確にして、業務執行における迅速な意思決定ができる体制としております。業務執行上の重要事項を協議する機関として、経営執行会議を設置し、原則として毎月2回以上開催しております。経営執行会議は、代表取締役(男性3名)のほか、協議事項に関連する部門を担当する執行役員(男性15名)および本社部長で構成されております。
- ・監査等委員会は、監査等委員全員で構成し、最低1名は財務・会計に関する知見を有する者としております。原則として月1回開催し、監査の方針を定め、取締役会の執行の監査を担うほか、経営の監督も行なっております。監査は、内部統制システムを活用して、グループ会社を含む業務執行全般に対し、効果的かつ効率的に行なう体制としております。また、監査等委員は、取締役会、企業倫理委員会、経営執行会議等をはじめとする重要な会議に出席し、適時意見を述べるとともに、取締役会での議決権行使を通じて、取締役会の役割である業務執行の監督の一部を担っております。
- ・内部監査部門は、内部統制の目的である業務の有効性および効率性の向上を図り、財務報告の信頼性を高めるとともに、コンプライアンスを確保し会社財産を保全して企業価値を高めることを目的として、監査を行なっております。監査にあたっては、経営方針および経営計画に則り監査計画を定め、業務活動が適正かつ効率よく執行されているか否かを検討・評価しています。また、その結果を社長、監査等委員会および関係部門に適宜報告しております。
- ・会計監査人は、2017年6月28日開催の定時株主総会において、新日本有限責任監査法人に代えて、有限責任監査法人トーマツを選任しました。
- ・また、コーポレート・ガバナンスを強化すべく、企業倫理委員会およびCSR委員会を設置しております。企業倫理委員会は、取締役会の諮問機関として、社外取締役をはじめ社外の有識者等10名(男性7名・女性3名)で構成し、原則として月1回開催しております。法令遵守・経営全般・品質に関して倫理的観点から、社外の眼による検証や取締役会に対する提言や勧告・検証を受けております。
- ・CSR委員会はグループのCSR経営を推進する機関として、代表取締役を含む執行役員を中心に14名(男性14名)で構成し、原則として年2回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しておりますが、その理由は、業務執行の適正性と機動性を向上させるとともに、監督・監査の実効性を確保するうえで、この形態が適切であると考えているからです。
- ・社外取締役は、当社と利害関係を有しない外部の有識者として、経営全般に対する助言、および取締役の職務執行に対する監督を行なっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる行使を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の投資家にも議案の内容をお知らせするため、英文による招集通知を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集ご通知およびその添付資料を掲載しております。なお、これらの掲載は、議決権のご行使に十分な検討時間を提供するため、株主様への資料の発送に先立って実施しております。また、議決権行使結果の開示は、臨時報告書の提出のほか、当社ホームページにて行なっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに公開の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に詳細を記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4～5回程度、IR担当役員が中期経営計画、決算状況等を説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期5月中旬に決算説明会および11月中旬に第2四半期決算説明会を開催しております。アナリスト・機関投資家の皆さまに、社長・IR担当役員出席のもと決算概要および経営方針などを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算に関する内容としては、決算短信、決算発表(スライド)資料、説明会時の主な質疑応答の内容、適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しております。株主総会に関する内容としては、招集ご通知、動画配信等を掲載しております。 また、英文ホームページにIRサイトを設け、和文開示後速やかに英訳を公開しております。 IRサイトURL(日本語) http://www.meg-snow.com/ir/ IRサイトURL(英語) http://www.meg-snow.com/english/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部 IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ホームページに公開の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に詳細を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「雪印メグミルクグループ活動報告書」を年次で発行し、グループ各社のCSRに関する主な取組み(コンプライアンスの徹底、安全・安心への取組み、消費者重視、環境保全の取組み等)を開示しております。少しでも多くのステークホルダーに報告書をご覧いただくために、様々な機会を通して冊子を配付するとともに、当社ホームページでもその内容を公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに公開の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に詳細を記載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制の基本方針】

- ・当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤の一つと捉え、当社グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制の更なる強化とその有効性の継続的な監視を行なっています。
- ・内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めております。
- ・当社グループは、企業理念を実現するために、「雪印メグミルクグループCSR方針」に基づき、CSR経営を積極的に推進していきます。また、当社社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、CSR活動を積極的に展開していきます。
- ・グループ各社の役員・社員が企業活動を行なううえで、守るべき行動の規範を定め、企業倫理の徹底を図っていきます。

【内部統制の整備状況】

(1) コンプライアンス体制

- ・役員・社員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年役員および社員全員が社長に宣誓書を提出し、社長はCSR担当役員に提出いたします。
- ・取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員（社外委員）は社外の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行ない、これを取締役に報告する体制を整えております。
- ・社内での全部署にCSRリーダーを配置し、「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を始め、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを計画的に実施しております。
- ・公益通報者保護法の趣旨に基づき、「内部通報規則」を制定し、組織的に遵守すべき基準を明確にしております。
- ・当社グループの内部通報相談窓口として「雪印メグミルクホットライン」を、社外通報相談窓口として「社外（弁護士）ホットライン」を設置し、公益通報の窓口として活用するとともに、コンプライアンス上の問題をはじめ、様々な疑問・相談・提案を受け付けております。
- ・ホットラインへの通報・相談および対応状況については、通報・相談者が特定できない形で毎週経営層に報告するとともに、取締役会の諮問機関である「企業倫理委員会」へも毎月報告しております。
- ・また、半年毎に通報者に対して、ホットラインへ通報したことによって何らかの不利益を被っていないかを確認し、「企業倫理委員会」へ報告しております。

(2) リスク管理体制

- ・経営戦略や利益計画に基づく諸施策の実効性や進捗管理については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行ない、取締役会や経営執行会議において審議のうえ、対応策を決定しております。また、為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては、「経理規則」に基づき、担当部署が管理を行ない、経営執行会議等にて全社的なリスク管理を行なっております。
- ・メーカー固有のリスクである品質リスクについては、「MSQS規則」に基づき、日次でリスク管理を行なっております。
- ・不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行ない、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。

(3) 情報管理体制

- ・当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務に係る情報などを、各種の社内規定に基づき、適切に保存し、管理しております。
- ・保存および管理された情報は、取締役および監査等委員会の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにしております。

(4) グループ会社管理体制

- ・グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社規則」に基づき、グループ会社から報告を受けるとともに、必要に応じてモニタリングを実施し、親会社として適切な指導・監督を行なっております。また、当社内部監査部門がグループ各社の監査を実施しております。
- ・グループ社長会を定期的開催し、グループ方針の徹底を図っております。また、グループ監査役会では、グループの監査方針の徹底を図っております。
- ・全てのグループ会社に対し、「雪印メグミルクグループ行動規範」および「雪印メグミルクグループCSR方針」の徹底を図るとともに、CSRの取組みに対する支援および評価を行なっております。
- ・グループ会社の内部通報制度として、グループのホットラインを活用し、グループ内での一体的な運営を行なっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は反社会的勢力の排除のため、「反社会的勢力による被害を防止するための体制」を「危機管理規則」に明記し、組織全体として取り組んでおります。
- ・当社では、反社会的勢力と取引・交友他、一切の関係を禁止しております。
- ・社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、当社株式等の大量買付行為に関する対応方針(以下「本買収防衛策」といいます。)を導入しております。本買収防衛策の有効期限は、2018年6月開催予定の当社第9回定時株主総会までとなっております。本買収防衛策は、「事前警告型」の買収防衛策であり、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見を併せて株主の皆様へ情報を提供すること等の大量買付行為に関するルールを定め、このルールに則って十分な情報が提供された場合は、原則として公開買付けにより当該大量買付行為の是非を株主様に判断していただくこととなります。

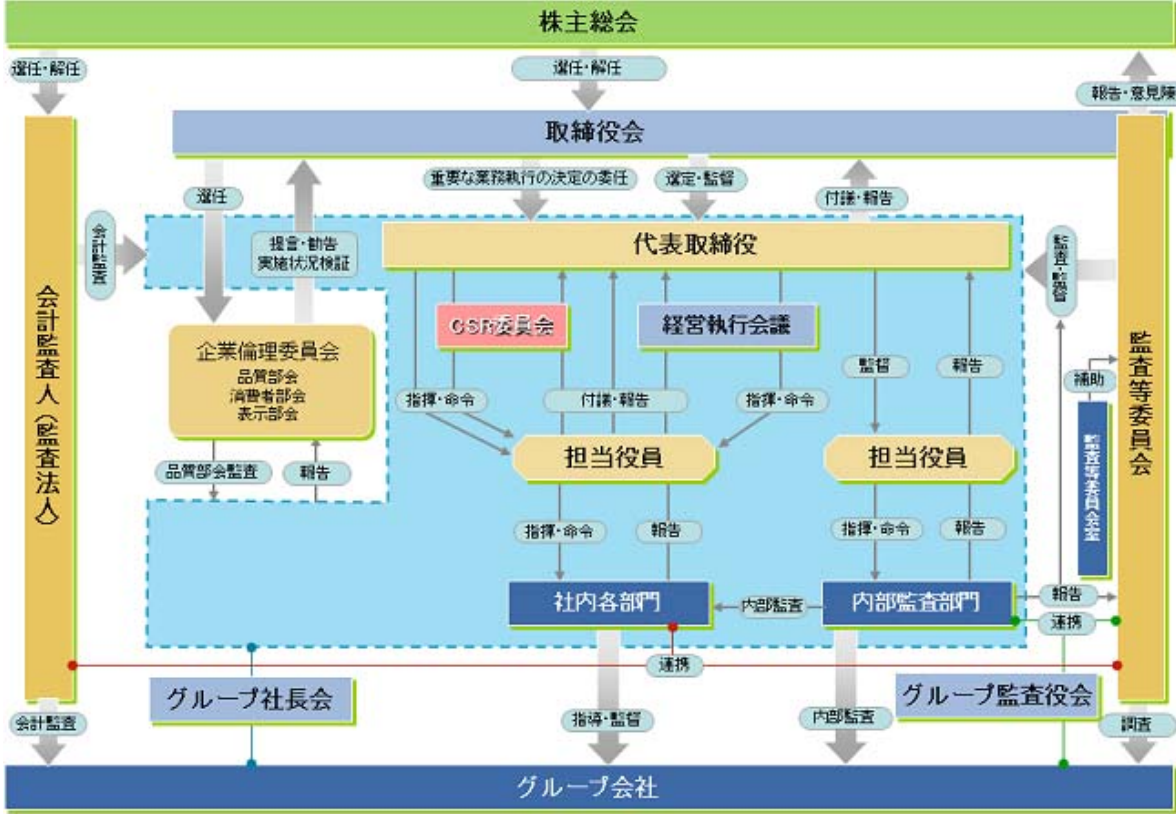
一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為である場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動することを想定しております。なお、本買収防衛策につきましては、当社ホームページに掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社は「雪印メグミルクグループ行動規範」を定め、公正で透明性のある企業活動に努めることとしております。経営情報は、金融商品取引所の開示ルールに従い、正確な情報を迅速に公開するとともに、ホームページも迅速に公開いたします。

会社情報の開示については、情報管理責任者である総務部担当役員が統括することとし、全ての経営情報が総務部およびその担当役員に報告される体制を構築しております。開示手続きは、財務部およびその担当役員ならびに広報IR部およびその担当役員が行ない、財務局・金融商品取引所・報道機関および当社ホームページ等へ会社情報の開示を行なっております(別紙「経営情報の流れ」参照)。

東京証券取引所の「有価証券上場規程」および札幌証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定められている適時開示基準に該当する会社情報は、取締役会の承認を経て開示することを原則としておりますが、発生事実に関する情報の開示等、緊急の必要があるときは、代表取締役社長および総務部担当役員が臨機に処置することができるとともに、事後速やかに取締役会に報告することとしております。また、会社法、金融商品取引法その他法令に基づく開示につきましても、金融商品取引所の適時開示基準に該当する会社情報と同様に対応することとしております。



別紙

経営情報の流れ

